

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	100,000 千円 -----	H26.11.4 東京で (同日)	日本側 坂井眞樹在ミクロ ネシア大使 ミクロネシア側 ローリン ・S・ロバート外務大臣	H26.12.10 374号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。